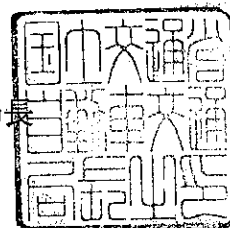




国自審第1471号の3
平成17年12月21日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」の一部改正
について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1437号）の制定に伴い、今般、「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日付け自審第1255号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会関係会員に対して周知方お願いします。

「輸入自動車特別取扱制度」(平成10年11月12日付自審第1255号)の一部改正について
新旧対照表

改正 平成17年12月21日付け自審第1471号

新		旧	
<p>輸入自動車特別取扱制度</p> <p>別紙</p> <p>輸入自動車特別取扱要領</p> <p>第1～第11 (略)</p> <p>別表 (届出書の添付書面の記載要領等) (第1関係)</p>		<p>輸入自動車特別取扱制度</p> <p>別紙</p> <p>輸入自動車特別取扱要領</p> <p>第1～第11 (略)</p> <p>別表 (届出書の添付書面の記載要領等) (第1関係)</p>	
<p>添付書面</p> <p>記載要領等</p>	<p>(略)</p>	<p>添付書面</p> <p>記載要領等</p>	<p>(略)</p>
<p>4 保安基準の規定に適合することを証する書面</p> <p>(2) 試験成績表</p> <p>① 騒音試験</p> <p>(a) 定常走行</p> <p>(b) 加速走行</p> <p>(c) 近接排気</p> <p>② 前面衝突時の乗員保護試験</p> <p>③ オフセット衝突時の乗員保護試験</p> <p>④ 側面衝突時の乗員保護装置試験</p> <p>⑤ 歩行者頭部保護試験</p> <p>⑥ ガソリン自動車排出ガス試験</p> <p>(a) 10・15モード及びアイドリング</p> <p>(b) 11モード</p>	<p>(略)</p>	<p>4 保安基準の規定に適合することを証する書面</p> <p>(2) 試験成績表</p> <p>① 騒音試験</p> <p>(a) 定常走行</p> <p>(b) 加速走行</p> <p>(c) 近接排気</p> <p>② 前面衝突時の乗員保護試験</p> <p>③ 側面衝突時の乗員保護装置試験</p> <p>④ 歩行者頭部保護試験</p> <p>⑤ ガソリン自動車排出ガス試験</p> <p>(a) 10・15モード及びアイドリング</p> <p>(b) 11モード</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>「新型自動車の試験方法について」又は附則12「輸入自動車の社内試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法」の別表に掲げる同等と認められる外国の試験方法(以下「同等試験方法」という。)により実施し、その結果を、「新型自動車の試験方法について」に定められている試験成績表の様式に記載すること。</p> <p>なお、同等試験方法により試験を実施した場合には、試験成績表の備考欄に当該試験方法を記載すること。</p>

(c) 13モード
 (d) 10・15+11モード
 (e) JE05モード
 (f) ガソリン二輪自動車アイドリング及び二輪車モード
 ① ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験 (暖機放置時及び終日保管時排出試験)
 ② ガソリン自動車車載式故障診断装置試験
 ③ デイジーゼル自動車排出ガス試験
 (a) 10・15モード
 (b) 13モード
 (c) 10・15+11モード
 (d) JE05モード
 (e) 排気黒煙濃度
 (f) 4モード黒煙濃度
 ⑩ デイジーゼル自動車車載式故障診断装置試験
 ⑪ 熱害試験
 ⑫ 乗用車の制動装置試験
 ⑬ トラック及びバスの制動装置試験
 ⑭ トレーラの制動装置試験
 ⑮ 二輪車の制動装置試験
 ⑯ 急制動試験
 ⑰ 連結車両の制動動作おくれ試験
 ⑱ 燃料ガス容器取付部試験
 ⑲ 燃料ガス気密・換気試験
 ⑳ 灯火装置試験
 ㉑ 視界試験
 (a) 直接前方視界試験
 (b) 直前直左確認鏡試験
 ㉒ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験
 ㉓ 燃料電池自動車の電気的衝撃からの保護等に関する試験
 ㉔ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験

(略)

(c) 13モード
 (d) 10・15+11モード
 (e) JE05モード
 (f) ガソリン二輪自動車アイドリング及び二輪車モード
 ① ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験 (暖機放置時及び終日保管時排出試験)
 ② ガソリン自動車車載式故障診断装置試験
 ③ デイジーゼル自動車排出ガス試験
 (a) 10・15モード
 (b) 13モード
 (c) 10・15+11モード
 (d) JE05モード
 (e) 排気黒煙濃度
 (f) 4モード黒煙濃度
 ⑩ デイジーゼル自動車車載式故障診断装置試験
 ⑪ 熱害試験
 ⑫ 乗用車の制動装置試験
 ⑬ トラック及びバスの制動装置試験
 ⑭ トレーラの制動装置試験
 ⑮ 二輪車の制動装置試験
 ⑯ 急制動試験
 ⑰ 連結車両の制動動作おくれ試験
 ⑱ 燃料ガス容器取付部試験
 ⑲ 燃料ガス気密・換気試験
 ⑳ 灯火装置試験
 ㉑ 視界試験
 (a) 直接前方視界試験
 (b) 直前直左確認鏡試験
 ㉒ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験
 ㉓ 燃料電池自動車の電気的衝撃からの保護等に関する試験
 ㉔ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験

(略)

2 (略)

3 4 (2)の試験成績表(①、②及び③に係る試験成績表に限る。)は、施行規則第36条第7項第3号の規定に基づき登録試験機関、自動車型式認定実施要領に定める外国自動車試験機関若しくはこれららの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者が発行したものとす。

4 4 (2)③、④、⑤、⑥及び⑦(前部霧灯試験、側方照灯試験、番号灯試験、後退灯及び後部霧灯に限る。)に係る試験成績表は、附則12「輸入自動車の社内試験成績書を提出する場合は認められる外国の試験方法」の別表に掲げる同等と認められる試験方法を有する外国の試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。また、4 (2)②、③、④及び⑤(1型式当たりの販売台数が5年間で1,000台以下のものに限る。)、並びに⑥(番号灯試験)に係る試験成績表は、4 (1)②の技術基準適合証明書中の細目告示技術基準の「前面衝突時の乗員保護の技術基準」、「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、「歩行者頭部保護の技術基準」及び「番号灯の技術基準」の適合証明書の提出があつた場合は、提出を要しない。

5 4 (1)②の技術基準適合証明書(細目告示技術基準の「前面衝突時の乗員保護の技術基準」、「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」、「歩行者頭部保護の技術基準」及び「番号灯の技術基準」)は、4 (2)②、③、④、⑤及び⑥(番号灯試験に限る。)に係る試験成績表を提出した場合は、提出を要しない。

6 ⑥の試験成績表については研究所が定める条件を満たす場合、4 (1)②の技術基準適合証明書に代えることができる。

7 複数の仕様の自動車について届出がなされる場合であつて、それぞれの仕様の自動車について4 (2)①(a)及び(b)に限る。)、②、③、④、⑤、⑥(b)、⑦、⑧、⑨(e)(f)、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒及び㉓に係る試験を行った場合に、その試験結果に差異がないと認められるときは、4 (2)①(a)及び(b)に限る。)、②、③、④、⑤、⑥(b)、⑦、⑧、⑨(e)(f)、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒及び㉓に係る試験成績表については、当該複数の仕様のうち代表的な仕様の自動車に係る試験成績表の写しを添付しても差し支えない。

8 4 (2)②の試験成績表については、圧縮水素ガスを燃料とする自動車の場合に限る。
9 第9に掲げる提出書面を除き、既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによつて当該書面の提出を省略することができる。

第1号様式～第6号様式 (略)

附則1 自動車等の同一型式判定要領 (略)

附則2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領 (略)

附則3 自動車排出ガス規制の識別記号 (略)

附則4 輸入自動車特別取扱届出書等の提出要領

}(略)

1. ～2. (略)

2 (略)

3 4 (2)の試験成績表(①、②及び③に係る試験成績表に限る。)は、施行規則第36条第7項第3号の規定に基づき登録試験機関、自動車型式認定実施要領に定める外国自動車試験機関若しくはこれららの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者が発行したものとす。

4 4 (2)③、④、⑤、⑥及び⑦(前部霧灯試験、側方照灯試験、番号灯試験、後退灯及び後部霧灯に限る。)に係る試験成績表は、附則12「輸入自動車の社内試験成績書を提出する場合は認められる外国の試験方法」の別表に掲げる同等と認められる試験方法を有する外国の試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。また、4 (2)②、③及び④(1型式当たりの販売台数が5年間で1,000台以下のものに限る。)に係る試験成績表は、4 (1)②の技術基準適合証明書中の細目告示技術基準の「前面衝突時の乗員保護の技術基準」、「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、「歩行者頭部保護の技術基準」及び「番号灯の技術基準」の適合証明書の提出があつた場合は、提出を要しない。

5 4 (1)②の技術基準適合証明書(細目告示技術基準の「前面衝突時の乗員保護の技術基準」、「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、「歩行者頭部保護の技術基準」及び「番号灯の技術基準」)は、4 (2)②、③、④及び⑥(番号灯試験に限る。)に係る試験成績表を提出した場合は、提出を要しない。

6 ⑥の試験成績表については研究所が定める条件を満たす場合、4 (1)②の技術基準適合証明書に代えることができる。

7 複数の仕様の自動車について届出がなされる場合であつて、それぞれの仕様の自動車について4 (2)①(a)及び(b)に限る。)、②、③、④、⑤、⑥(b)、⑦、⑧、⑨(e)(f)、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒及び㉓に係る試験を行った場合に、その試験結果に差異がないと認められるときは、4 (2)①(a)及び(b)に限る。)、②、③、④、⑤、⑥(b)、⑦、⑧、⑨(e)(f)、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒及び㉓に係る試験成績表については、当該複数の仕様のうち代表的な仕様の自動車に係る試験成績表の写しを添付しても差し支えない。

8 4 (2)②の試験成績表については、圧縮水素ガスを燃料とする自動車の場合に限る。
9 第9に掲げる提出書面を除き、既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによつて当該書面の提出を省略することができる。

1号様式～第6号様式 (略)

附則1 自動車等の同一型式判定要領 (略)

附則2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領 (略)

附則3 自動車排出ガス規制の識別記号 (略)

附則4 輸入自動車特別取扱届出書等の提出要領

}(略)

1. ～2. (略)

別表第1 (略)

別表第2 (届出書の添付書面・自動車審査部用)

整理番号	添付書面の名称
4	<p>(略)</p> <p>保安基準の規定に適合することを証する書面</p> <p>(略)</p> <p>4 保安基準の規定に適合することを証する書面</p> <p>(略)</p> <p>(2) 試験成績表</p> <p>① 騒音試験</p> <p>(a) 定常走行</p> <p>(b) 加速走行</p> <p>(c) 近接排気</p> <p>② 前面衝突時の乗員保護試験</p> <p>③ オフセット衝突時の乗員保護試験</p> <p>④ 側面衝突時の乗員保護装置試験</p> <p>⑤ 歩行者頭部保護試験</p> <p>⑥ ガソリン自動車排出ガス試験</p> <p>(a) 10・15モード及びアイドリング</p> <p>(b) 11モード</p> <p>(c) 13モード</p> <p>(d) 10・15+11モード</p> <p>(e) JE05モード</p> <p>(f) ガソリン二輪自動車アイドリング及び二輪車モード</p> <p>⑦ ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験(暖機放置時及び終日保管時排出試験)</p> <p>⑧ ガソリン自動車車載式故障診断装置試験</p> <p>⑨ デイゼル自動車排出ガス試験</p> <p>(a) 10・15モード</p> <p>(b) 13モード</p> <p>(c) 10・15+11モード</p> <p>(d) JE05モード</p> <p>(e) 排気黒煙濃度</p> <p>(f) 4モード黒煙濃度</p> <p>⑩ デイゼル自動車車載式故障診断装置試験</p> <p>⑪ 熱害試験</p> <p>⑫ 乗用車の制動装置試験</p> <p>⑬ トラック及びバスの制動装置試験</p>

別表第1 (略)

別表第2 (届出書の添付書面・自動車審査部用)

整理番号	添付書面の名称
4	<p>(略)</p> <p>保安基準の規定に適合することを証する書面</p> <p>(略)</p> <p>4 保安基準の規定に適合することを証する書面</p> <p>(略)</p> <p>(2) 試験成績表</p> <p>① 騒音試験</p> <p>(a) 定常走行</p> <p>(b) 加速走行</p> <p>(c) 近接排気</p> <p>② 前面衝突時の乗員保護試験</p> <p>③ 側面衝突時の乗員保護装置試験</p> <p>④ 歩行者頭部保護試験</p> <p>⑤ ガソリン自動車排出ガス試験</p> <p>(a) 10・15モード及びアイドリング</p> <p>(b) 11モード</p> <p>(c) 13モード</p> <p>(d) 10・15+11モード</p> <p>(e) JE05モード</p> <p>(f) ガソリン二輪自動車アイドリング及び二輪車モード</p> <p>⑥ ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験(暖機放置時及び終日保管時排出試験)</p> <p>⑦ ガソリン自動車車載式故障診断装置試験</p> <p>⑧ デイゼル自動車排出ガス試験</p> <p>(a) 10・15モード</p> <p>(b) 13モード</p> <p>(c) 10・15+11モード</p> <p>(d) JE05モード</p> <p>(e) 排気黒煙濃度</p> <p>(f) 4モード黒煙濃度</p> <p>⑨ デイゼル自動車車載式故障診断装置試験</p> <p>⑩ 熱害試験</p> <p>⑪ 乗用車の制動装置試験</p> <p>⑫ トラック及びバスの制動装置試験</p>

<ul style="list-style-type: none"> ⑬ トレーラの制動装置試験 ⑭ 二輪車の制動装置試験 ⑮ 急制動試験 ⑯ 連結車両の制動作動おくれ試験 ⑰ 燃料ガス容器取付部試験 ⑱ 燃料ガス気密・換気試験 ⑲ 灯火装置試験 ⑳ 視界試験 (a) 直接前方視界試験 (b) 直前直左確認試験 ㉑ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 ㉒ 燃料電池自動車からの保護等に関する試験 ㉓ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験

備考 (略)

附則5 車両諸元目表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1～20 (略)

21 灯火装置等

(1)～(2) (略)

(3) 性能

(7) ワット数 (必要に応じてカンデラ数を付記してもよい。) を記入する外、細目告示第2節において照明部、指示部又は反射部の面積が定められている灯火器にあってはその有効面積 (側面方向指示器については、車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面 (前方及び後方) への投影面積) をcm²単位で記入する。ただし、装着されている装置が指定装置等にあつては、ワット数のみの記載とすることができる。また、点滅式灯火にあっては毎分の点滅回数を付記する (ただし、「方向指示器」又は「非常点滅表示灯」であつて、「前面」、「後面」、「側面」及び「補助方向指示器」の灯火の点滅回数が同一となる構造のものにあっては、「前面」の項の記入欄に数値を付記することによつて、他の項の記入欄への付記を省略することができる。)

(4) C P表示の灯火については、相当するワット数を「32C P (23W)」の例により記入してもよい。

(4) 発光ダイオードを用いたものにあつては、その旨及び素子数を () 書で付記する。

例 6W、91cm²、(LED、76個)

(2) 兼用灯火の場合には、その旨を付記する。

例 25W、86cm²、尾灯と兼用

(4) 減速度が2.2m/s²以下の自動車で当該自動車に備える補助ブレーキを作動させた場合に制動灯が点灯するものにあつては、制動灯の「個数及び性能」の欄にその旨を付記する。

例 2、20W、110cm² (補助ブレーキ作動時点灯)

<ul style="list-style-type: none"> ⑬ トレーラの制動装置試験 ⑭ 二輪車の制動装置試験 ⑮ 急制動試験 ⑯ 連結車両の制動作動おくれ試験 ⑰ 燃料ガス容器取付部試験 ⑱ 燃料ガス気密・換気試験 ⑲ 灯火装置試験 ⑳ 視界試験 (a) 直接前方視界試験 (b) 直前直左確認試験 ㉑ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 ㉒ 燃料電池自動車からの保護等に関する試験 ㉓ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験

備考 (略)

附則5 車両諸元目表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1～12 (略)

21 灯火装置等

(1)～(2) (略)

(3) 性能

(7) 保安装置の型式認定又は前照灯の型式指定を受けているものにあつては、ワット数のみを記入する。

(4) (7)に掲げるもの以外のものにあつては、ワット数 (必要に応じてカンデラ数を付記してもよい。) を記入する外、細目告示第2節において照明部、指示部又は反射部の面積が定められている灯火器にあってはその有効面積 (側面方向指示器については、車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面 (前方及び後方) への投影面積) をcm²単位で記入する。また、点滅式灯火にあっては毎分の点滅回数を付記する (ただし、「方向指示器」又は「非常点滅表示灯」であつて、「前面」、「後面」、「側面」及び「補助方向指示器」の灯火の点滅回数が同一となる構造のものにあっては、「前面」の項の記入欄に数値を付記することによつて、他の項の記入欄への付記を省略することができる。)

(4) C P表示の灯火については、相当するワット数を「32C P (23W)」の例により記入してもよい。

(4) 発光ダイオードを用いたものにあつては、その旨及び素子数を () 書で付記する。

例 6W、91cm²、(LED、76個)

(4) 兼用灯火の場合には、その旨を付記する。

例 25W、86cm²、尾灯と兼用

(4) 減速度が2.2m/s²以下の自動車で当該自動車に備える補助ブレーキを作動させた場合に制動灯が点灯するものにあつては、制動灯の「個数及び性能」の欄にその旨を付記する。

例 2、20W、110cm² (補助ブレーキ作動時点灯)

(カ) 装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。

(4) (略)

22~29 (略)

附則5の2 電子申請を行う場合の車両諸元目表等の書面の作成要領 (略)

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1~2 (略)

別表

項目	区別	対象		備考
		専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	その他の自動車	
灯火器類		○	○	
(略)				
(注) (略)				

別記様式(灯火器類取付一覧表)(第2項関係)(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

灯火器類取付一覧表 (単位: mm)

項目	類別	
(略)		

(キ) 装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。

(4) (略)

22~29 (略)

附則5の2 電子申請を行う場合の車両諸元目表等の書面の作成要領 (略)

附則6 自動車等の外観図の記載要領 (略)

1~2 (略)

別表

項目	区別	対象		備考
		専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	その他の自動車	
灯火器類		○	○	上縁高さを記入した場合には、下縁高さを省略することができる。
(略)				
(注) (略)				

別記様式(灯火器類取付一覧表)(第2項関係)(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

灯火器類取付一覧表 (単位: mm)

項目	類別	
(略)		

側方照射灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
後退灯	取付高さ	車両前端からの距離			
		車両前端最外側からの距離			
側方灯 (前部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
側方灯 (中央部)	取付高さ	車両前端からの距離			
		隣接する後方にある側方灯等との距離			
側方灯 (後部)	取付高さ	隣接する前方・後方にある側方灯等との距離			
		上 縁			
側方反射器 (前部)	取付高さ	車両後端からの距離			
		隣接する前方にある側方灯等との距離			
		上 縁			
		下 縁			
		車両前端からの距離			

(略)

側方照射灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
側方灯 (前部)	取付高さ	車両前端からの距離			
		隣接する後方にある側方灯等との距離			
側方灯 (中央部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
側方灯 (後部)	取付高さ	車両後端からの距離			
		隣接する前方にある側方灯等との距離			
側方反射器 (前部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
		車両前端からの距離			

(略)

側方反射器 (中央部)	隣接する後方にある 側方反射器等との距離	上 縁					
		取付高さ	上 縁				
側方反射器 (後部)	隣接する前方・後方にある 側方反射器等との距離	下 縁					
		取付高さ	上 縁				
	隣接する前方にある 側方反射器等との距離	下 縁					
		取付高さ	上 縁				
(略)							
再帰反射材 (側面)	長さ識別の反射材長さ	最も短い反射材長さ					
		反射材間の最大間隔					
		取付高さ	下 縁				
		幅識別の反射材長さ					
再帰反射材 (後面)	最も短い反射材長さ	反射材間の最大間隔					
		取付高さ	下 縁				

- 備考 1 適用除外告示により中心の高さに係る規定が適用される灯火器類については、「上縁」を「中心」と読み替える。
- 2 取付けのない灯火器類に係る項目及び取付位置に係る規定が適用されない項目については、記載項目から除くことができ、複数備える灯火器類については、記載項目を追加することができる。
- 3 側方灯(中央部)及び側方反射器(中央部)の前方・後方については、該当しないものを抹消する。

側方反射器 (中央部)	取付高さ	上 縁				
		下 縁				
側方反射器 (後部)	取付高さ	上 縁				
		下 縁				
車両後端からの距離						
(略)						

- 備考 1 適用除外告示により中心の高さに係る規定が適用される灯火器類については、「上縁」を「中心」と読み替える。
- 2 取付けのない灯火器類に係る項目及び取付位置に係る規定が適用されない項目については、記載項目から除くことができる。

- 附則7 輸入自動車特別取扱制度における仕様の相違が軽微なものの取扱要領 (略)
- 附則9 輸入自動車特別取扱制度における製作者試験の取扱方法 (略)
- 附則10 製作者試験における確認者 (略)
- 附則11 輸入自動車特別取扱要領別表の備考3の公的試験機関等として認められる機関等 (略)
- 附則12 輸入自動車の社内試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法 (略)

別表

保安基準、細目告示及び適用関係告示条項	技術基準	新型自動車の試験方法	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第11条第3項第1号	乗用車用空気入タイヤの技術基準	TRIAS 61	ECE 30 (ランフラットタイヤに係わる部分を除く)	平成17年12月21日
適用関係告示第7条第3項	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	TRIAS 27	FMVSS 203/93 ECE 12/Add. 24/Rev. 3	平成15年 7月 7日 "
細目告示第13条第2項	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	TRIAS 27-2	ECE 12	平成17年12月21日

(略)

(略)

(略)

- 附則7 輸入自動車特別取扱制度における仕様の相違が軽微なものの取扱要領 (略)
- 附則9 輸入自動車特別取扱制度における製作者試験の取扱方法 (略)
- 附則10 製作者試験における確認者 (略)
- 附則11 輸入自動車特別取扱要領別表の備考3の公的試験機関等として認められる機関等 (略)
- 附則12 輸入自動車の社内試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法 (略)

別表

保安基準、細目告示及び適用関係告示条項	技術基準	新型自動車の試験方法	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第11条第3項第1号	乗用車用空気入タイヤの技術基準	TRIAS 61	ECE 30	平成16年 4月20日
細目告示第13条第2項	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準について	TRIAS 27	FMVSS 203/93 ECE 12/Add. 24/Rev. 3	平成15年 7月 7日 "
適用関係告示第30条第1項	前部霧灯の技術基準 ※	TRIAS 22-2	ECE 19 E/ECE/324・E/ ECE/TRANS/505- Rev.1 /Add. 18/Rev. 3- 1993年 3月 2日発効 (配光特性に係る部分に限る。)	平成 7年12月28日

(略)

(略)

(略)

細目告示 第54条	後部反射器の技術 基準	TRIAS 22- 11	ECE 3	平成14年 9月 1日
細目告示 第55条の2	再帰放射材の技術 基準	TRIAS 22- 22	ECE 104	平成17年12月21日
細目告示 第57条	補助制動灯の技 術基準	TRIAS 22- 14	ECE 7	平成14年 9月 1 日

(略)

備考 1～6 (略)

細目告示 第54条	後部反射器の技術 基準	TRIAS 22- 11	ECE 3	平成14年 9月 1日
細目告示 第57条	補助制動灯の技 術基準	TRIAS 22- 14	ECE 7	平成14年 9月 1日

(略)

備考 1～6 (略)

附則13 外国の自動車試験機関による試験結果の活用 (略)

附則15 輸入自動車特別取扱届出済書の交付 (略)

附則16 自動車の諸元 (NOx・PM規制関係) の自動車登録ファイル等への記録方法 (略)

附則13 外国の自動車試験機関による試験結果の活用 (略)

附則15 輸入自動車特別取扱届出済書の交付 (略)

附則16 自動車の諸元 (NOx・PM規制関係) の自動車登録ファイル等への記録方法 (略)